

○七尾市追認保証小口事業資金融資要綱

平成16年10月1日告示第101号
改正 平成19年4月11日告示第75号
平成21年11月20日告示第164号

(目的)

第1条 この告示は、本市、石川県及びその他関係団体との相互協力により、石川県信用保証協会が行う信用補完制度を利用して、小規模事業者に対する事業資金の円滑な融資を行い、もって小規模企業の安定と振興を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「事業資金」とは、事業経営に必要な運転資金及び設備資金をいう。

(協議)

第3条 市は、この告示の施行に当たり必要な事項を石川県信用保証協会及び次条に規定する金融機関と協議するものとする。

(指定金融機関)

第4条 この告示に基づく融資を行うため、取扱金融機関を次のとおり指定する。

- (1) 株式会社北國銀行
- (2) 株式会社北陸銀行
- (3) のと共栄信用金庫
- (4) 興能信用金庫

(保証)

第5条 貸付金は、すべて石川県信用保証協会の保証に付するものとする。

(融資を受ける者の資格)

第6条 融資を受けようとする者は、市内に事業所(店舗を含む。)を有し、原則として1年以上引き続き同一の事業を営んでいる事業者で、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に規定する中小企業者
- (2) 石川県信用保証協会の既保証残高が1,500万円を超えていない者
- (3) 市税を滞納していない者
- (4) 現在及び過去の貸付実績が不良でない者

2 連帯保証人の取扱いについては、石川県信用保証協会の所定の扱いに準ずる。

(保証人)

第7条 保証協会の所定の扱いによる。ただし、特別分に関しては、保証人を徴しないことができるものとする。

(貸付金の限度、期間及び返済方法)

第8条 貸付金は、一企業に対し1,500万円以内とする。

2 貸付期間は、運転資金については5年以内、設備資金については7年以内とする。

3 返済は、原則として月賦償還とする。ただし、事情により一括償還も認める。

(利率及び保証料)

第9条 貸付利率及び保証料は、市長が別に定める。

(融資の申込み)

第10条 融資の申込みをしようとする者は、別に定める申込書に所定の事項を記載し、事業計画書、見積書等その他必要な書類を添えて七尾商工会議所審査会又は能登鹿北商工会金融審査委員会に提出するものとする。

(金銭貸借契約)

第11条 七尾市制度資金融資委員会(以下「融資委員会」という。)の融資決定通知後における申込者の金銭貸借契約は、すべて取扱金融機関と行うものとする。

(事後報告)

第12条 設備資金の融資を受けた者は、設備完了後速やかに事後報告書を市長に提出しなければならない。

(取扱金融機関の報告)

第13条 取扱金融機関は、毎月末現在における融資状況について翌月10日までに市長に提出しなければならない。

(融資の取消し)

第14条 融資を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、市長は、その決定を取り消し、資金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申込みによって融資決定を受けたとき。
- (2) 正当な事由がなく、設備工事を著しく遅延し、当該工事の完了の見込みがないとき。
- (3) 資金を事業の目的以外に使用し、又は市長の許可なく融資対象設備を譲渡、貸与、売却、抵当権の設定又は設置場所の変更及び改造その他の処分をしたとき。
- (4) 正当な事由がなく、事後報告書の提出を拒んだとき。
- (5) 融資委員会の決定通知を受けてから30日以内に融資手続を完了しないとき。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、融資委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成16年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の七尾市追認保証小口事業融資要綱(昭和49年七尾市告示第8号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成19年4月11日告示第75号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成21年11月20日告示第164号)

この告示は、公表の日から施行する。